

(健Ⅱ295F)
令和2年2月28日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査については、これまで本会から厚生労働省に対し、従来の疑似症患者等に加えて、日常の診療において医師の総合的な判断により、同感染症を疑うものについても行政検査の対象とするよう強く要請してきたところです。

今般、厚生労働省から各都道府県等衛生主管部（局）に対して、あらためて別添の事務連絡がなされ、疑似症患者の定義に加えて、以下の場合にも積極的に検査を行うよう依頼がなされましたので取り急ぎご連絡申し上げます。

- ・37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、入院を要する肺炎が疑われる（特に高齢者又は基礎疾患があるものについては、積極的に考慮する）
- ・新型コロナウイルス感染症以外の一般的な呼吸器感染症の病原体検査で陽性となった者であって、その治療への反応が乏しく症状が増悪した場合に、新型コロナウイルス感染症が疑われる
- ・医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う

なお、事務連絡の記の2（1）に記載されている「季節性インフルエンザにかかる検査」、「その他一般的な呼吸器感染症の病原体の検査」については、医療機関から行政検査を依頼するにあたっての必須要件ではないことを申し添えます。

また、令和2年2月26日付け（総168）をもってご連絡申し上げましたとおり、医師が必要性を認め、且つ、PCR検査を実施するためのリソースがあるにもかかわらず、患者・国民が検査を受けられない事態を把握された場合には、引き続きご報告いただきますようあわせてよろしくお願い申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会、関係医療機関等に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和2年2月27日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について

新型コロナウイルス感染症に関する行政検査については、「「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」に関する留意事項について」（令和2年2月7日健感発第0207第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）において、新型コロナウイルス感染症の感染が強く疑われる場合には柔軟に検査を行っていただきたい旨お知らせし、加えて、「新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について（依頼）」（令和2年2月17日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）において、国内外の発生状況等を踏まえた行政検査の対象者などの事項につきお知らせしたところです。

今般、行政検査の対象者などの事項について改めてとりまとめ、都道府県、保健所設置市及び特別区に別添のとおり連絡しておりますので、御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

特に、「新型コロナウイルス感染症の検査に係る協力体制について（依頼）」（令和2年2月25日新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する厚生労働省対策推進本部事務連絡）において、検査受託の協力について依頼したところですが、医師の判断を踏まえた行政検査を積極的に行っていただくようお願いします。

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 2 7 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について

新型コロナウイルス感染症に関する行政検査については、「「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）」に関する留意事項について」（令和 2 年 2 月 7 日健感発第 0207 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）において、新型コロナウイルス感染症の感染が強く疑われる場合には柔軟に検査を行っていただきたい旨お知らせし、加えて、「新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について（依頼）」（令和 2 年 2 月 17 日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）において、国内外の発生状況等を踏まえた行政検査の対象者などの事項につきお知らせしたところです。

今般、行政検査の対象者などの事項について、改めて別紙のとおりとりまとめましたので、内容を御了知の上、関係各所への周知の程よろしくお願いします。

特に、「新型コロナウイルス感染症の検査に係る協力体制について（依頼）」（令和 2 年 2 月 25 日新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する厚生労働省対策推進本部事務連絡）において、検査受託の協力について依頼したところですが、医師の判断を踏まえた行政検査を積極的に行っていただくようお願いします。

なお、「新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について（依頼）」（令和 2 年 2 月 17 日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）は本日をもって廃止します。

1 検査対象者について

新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる方の行政検査については、都道府県等において、主に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」（平成18年3月8日健感発第0308001号厚生労働省結核感染症課長通知）別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」第7の1（4）で示された疑似症患者等について、これまで行われてきたと承知しているが、今般、基準に示された疑似症患者の定義とは別に、以下の場合についても行政検査を行うこと。

- ・ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、入院を要する肺炎が疑われる（特に高齢者又は基礎疾患があるものについては、積極的に考慮する）
- ・ 新型コロナウイルス感染症以外の一般的な呼吸器感染症の病原体検査で陽性となった者であって、その治療への反応が乏しく症状が増悪した場合に、新型コロナウイルス感染症が疑われる
- ・ 医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う

2 検査を行う際の留意点について

新型コロナウイルス感染症にかかる検査については、以下の点に留意すること。

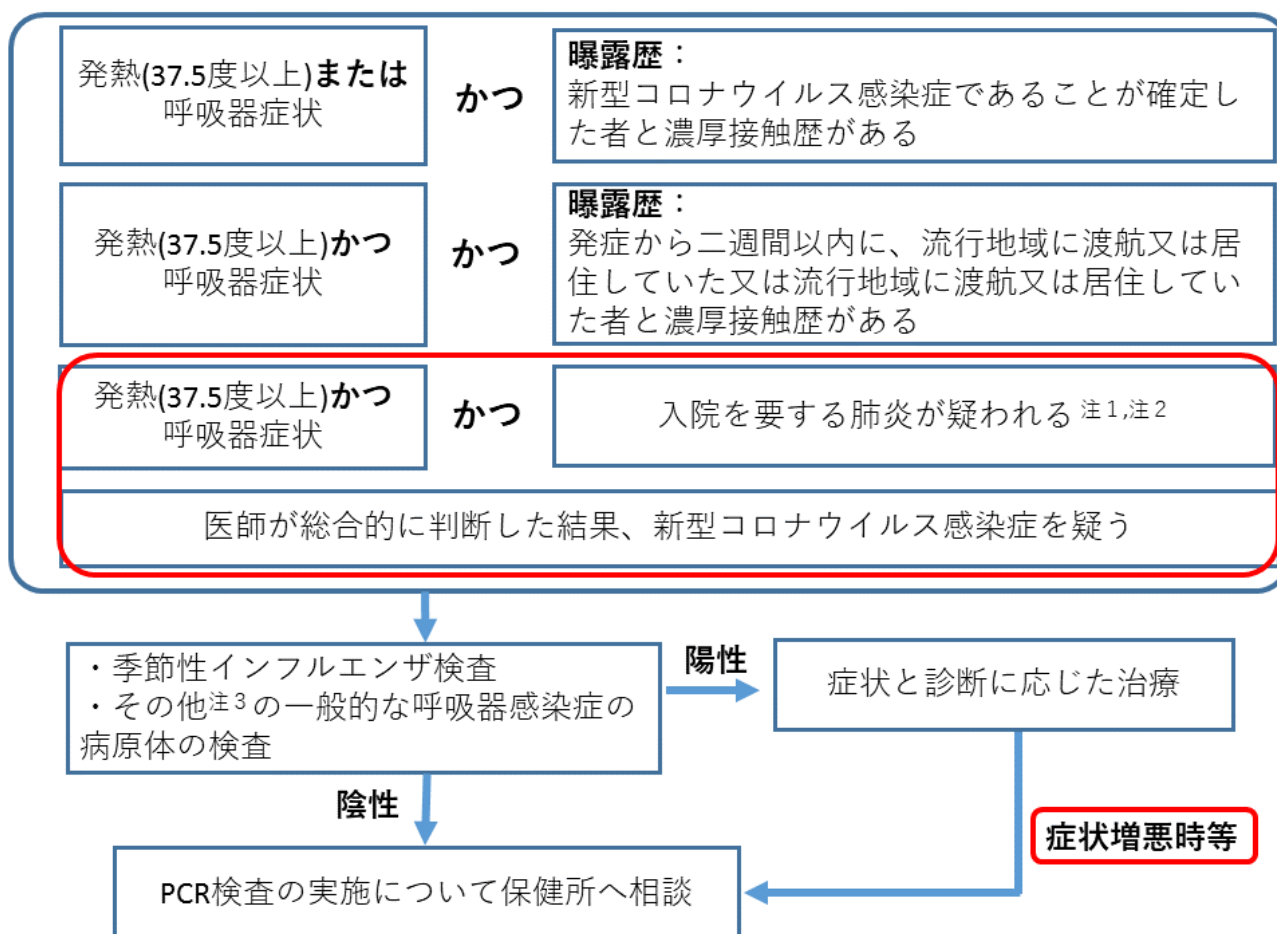
（1）以下の検査を行った上で、陰性であった場合にはPCR検査を実施すること

- ・ 季節性インフルエンザにかかる検査
- ・ その他一般的な呼吸器感染症の病原体の検査

（2）（1）について、結果判明までに時間がかかる培養検査などについては、当該検査と並行してPCR検査を行うこと

< 参考 >

○ 検査の流れ



注1. 従前の集中治療その他これに準ずるものに限らず、入院を要する肺炎が疑われる者を対象とする。

注2. 特に高齢者又は基礎疾患がある者については積極的に考慮する。

注3. 病状に応じて、早期に結果の出る迅速検査等の結果を踏まえ、培養検査など結果判明までに時間がかかるものについては、結果が出る前でも保健所へ相談する。

※ 赤枠は別紙の1に該当する部分

○ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」(平成18年3月8日健感発第0308001号厚生労働省結核感染症課長通知) 別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」

○ 「「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について(一部改正)」に関する留意事項について」(令和2年2月7日健感発第0207第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)

○ 「新型コロナウイルス感染症の検査に係る協力体制について(依頼)」(令和2年2月25日新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する厚生労働省対策推進本部事務連絡)

○「新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について（依頼）」（令和2年2月17日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）からの変更点（下線部が変更点）

変更後	変更前
1 検査対象者について 新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる方の行政検査については、都道府県等において、主に「<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について</u>」（平成18年3月8日健感発第0308001号厚生労働省結核感染症課長通知）別紙「<u>医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準</u>」第7の1（4）で示された疑似症患者等について、これまで行われてきたと承知しているが、今般、<u>前述の基準</u>に示された疑似症患者の定義とは別に、以下の<u>場合</u>についても行政検査を行うこと。 ・ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、入院を要する肺炎が疑われる（特に高齢者又は基礎疾患があるものについては、積極的に考慮する） ・ <u>新型コロナウイルス感染症以外の一般的な呼吸器感染症の病原体検査で陽性となった者であって、その治療への反応が乏しく症状が増悪した場合に、新型コロナウイルス感染症が疑われる</u> ・ <u>医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う</u>	1 検査対象者について 新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる方の行政検査については、都道府県等において、主に別紙第7の1（4）で示された疑似症患者等について、これまで行われてきたと承知しているが、今般、<u>別紙</u>に示された疑似症患者の定義に該当する者に加え、以下の<u>いずれかに該当する者</u>についても行政検査を行うこと ・ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、入院を要する肺炎が疑われる<u>者</u>（特に高齢者又は基礎疾患があるものについては、積極的に考慮する） ・ <u>症状や新型コロナウイルス感染症患者の接触歴の有無など医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症と疑う者</u> ・ <u>新型コロナウイルス感染症以外の一般的な呼吸器感染症の病原体検査で陽性となった者であって、その治療への反応が乏しく症状が増悪した場合に、医師が総合的に判断した結</u>

2 検査を行う際の留意点について (略) (2)(1) について、結果判明までに 時間がかかる培養検査などについ ては、当該検査と<u>並行してPCR</u> <u>検査を行うこと</u>	<u>果、新型コロナウイルス感染症と疑 う者</u> 2 検査を行う際の留意点について (略) (2)(1) について、結果判明までに 時間がかかる培養検査などについ ては、当該検査<u>結果を待つ必要は ないこと</u>
--	--

事務連絡
令和2年2月25日

各都道府県
保健所設置市
特別区

衛生主管部（局） 御中

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する厚生労働省対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の検査に係る協力体制について（依頼）

新型コロナウイルス感染症に係る検査については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和2年2月4日健感発0204第1号）を改正し、「「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」に関する留意事項について」（令和2年2月7日健感発第0207第1号）において、新型コロナウイルス感染症について、感染が強く疑われる場合には柔軟に検査を行っていただきたい旨、お知らせし、「新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について（依頼）」（令和2年2月17日厚生労働省結核感染症課事務連絡）により、行政検査の対象者などの事項について改めてお知らせしたところです。

全国で新型コロナウイルス感染症の検査体制を整備いただいているところですが、現状、国内の複数地域で、感染経路が明らかではない患者が散発的に発生しており、一部地域には小規模患者クラスター（集団）が把握されている状態であり、こうしたクラスターの発生等により、一部地域において、一時的に検査の需要が逼迫することが想定されるところです。こうした状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に係る検査委託先の確保について、下記の通りまとめましたので、御了知の上、関係各所への周知の程お願いいたします。

また、新型コロナウイルスが疑われる者への検査については、引き続き、「新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について（依頼）」（令和2年2月17日厚生労働省結核感染症課事務連絡）を踏まえて適切に実施いただきますようお願いいたします。

記

1 近隣自治体における検査受託の協力について

新型コロナウイルス感染症の行政検査について、地域における小規模患者クラスターの発生等により、一時的に、地域内で多数の検査を要する状況が生じ、管轄内の地方衛生研究所等のみでの検査の実施が困難なことから、近隣の都道府県等に対し当該検査の受託の協力依頼があった場合には、依頼を受けた都道府県等は、管轄内の地方衛生研究所等の検査の受託状況を踏まえ、積極的に検査の受託に協力をいたadaきたくようお願いしたい。

2 調整がつかない場合の連絡について

1により、近隣の都道府県等に検査受託の協力を行ったが、検査実施先の調整が困難な場合は、厚生労働省に相談すること。なお、検査実施先の確保が困難な場合は、国立感染症研究所において、都道府県等の検査の受託を行うことが可能であるため、その点も含めて相談すること。

3 その他

「新型コロナウイルスに関する検査体制の確保について」（令和2年2月25日付厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）で、民間検査機関に検査を委託する場合の取扱いについてお知らせしているとおり、民間検査機関の活用も可能であるので、検査委託先の検討に当たっての参考としていただきたい。

【問い合わせ】

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する厚生労働省対策推進本部
(検査班)

担当：黒岩、伊東

電話番号：03-5253-1111（内線：8084）

：03-3595-2305（直通）

健 感 発 0207 第 1 号
令 和 2 年 2 月 7 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）」に関する留意事項について

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」（平成 18 年 3 月 8 日健感発第 0308001 号厚生労働省結核感染症課長通知）の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」（以下「別紙」という。）については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和 2 年 2 月 4 日健感発 0204 第 1 号）により改正し、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）についての届出に関する基準等をお示ししたところである。

別紙第 7 の 1 （4）では、新型コロナウイルス感染症について、感染が疑われる患者の要件を、「患者が次のア、イ、ウ又はエに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでなく、新型コロナウイルス感染症を疑う場合、これを鑑別診断に入れる。ただし、必ずしも次の要件に限定されるものではない」としているところであり、これまでも各自治体の判断で検査が行われていることと承知しているが、今後も、各自治体において新型コロナウイルス感染症を強く疑われる場合には、柔軟に検査を行っていただきたい旨、お知らせする。

なお、管内で新型コロナウイルス感染症による集団発生を認めた場合には、厚生労働省健康局結核感染症課に一報願いたい旨も、併せてお知らせする。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」(平成18年3月8日健感発第0308001号厚生労働省結核感染症課長通知)の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」(抄)

第7 指定感染症

- 1 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。))

(1) 定義

コロナウイルス科ベータコロナウイルス属の新型コロナウイルス(ベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))以下「新型コロナウイルス」という)による急性呼吸器症候群である。

(2) 臨床的特徴等(2020年2月2日時点)

現時点で動物等の感染源については不明である。家族間、医療機関などをはじめとするヒト→ヒト感染が報告されている。2019年12月より中華人民共和国湖北省武漢市を中心として発生がみられており、世界的に感染地域が拡大している。

臨床的な特徴としては、潜伏期間は2～10日であり、その後、発熱、咳、全身倦怠感等の感冒様症状が出現する。一部のものは、主に5～14日間で呼吸困難等の症状を呈し、胸部X線写真、胸部CTなどで肺炎像が明らかとなる。高齢者及び基礎疾患を持つものにおいては重症化するリスクが一定程度あると考えられている。

(3) 届出基準

ア 患者(確定例)

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者について、(4)に該当すること等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、当該者を新型コロナウイルス感染症と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちにしなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

イ 無症状病原体保有者

医師は、診察した者が(2)の臨床的特徴を呈していないが、次の表の左欄に掲げる検査方法により、当該者を新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちにしなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

ウ 疑似症患者

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者について、(4)に該当すること等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、当該者を新型コロナウイルス感染症の疑似症と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちにしなければならない。

エ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体について、(4)に該当すること等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、当該者を新型コロナウイルス感染症により死亡したと判断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちにしなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

オ 感染症死亡疑い者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体について、(4)に該当すること等から新型コロナウイルス感染症により死亡したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちにしなければならない。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	喀痰、気道吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、剖検材料
検体から直接のPCR法による病原体の遺伝子の検出	

(4) 感染が疑われる患者の要件

患者が次のア、イ、ウ又はエに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでなく、新型コロナウイルス感染症を疑う場合、これを鑑別診断に入れる。ただし、必ずしも次の要件に限定されるものではない。

ア 発熱または呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの

イ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたもの

ウ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの

エ 発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し（法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症に相当）、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの

※濃厚接触とは、次の範囲に該当するものである。

- ・新型コロナウイルス感染症が疑われるものと同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があったもの
- ・適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの
- ・新型コロナウイルス感染症が疑われるものの気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高いもの